

委員会提出議案第5号

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、平成22年4月に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、いわゆる高校授業料の実質無償化が図られました。

しかし、高等学校等では、授業料とは別に教科書その他の教材等に多くの費用がかかります。高等学校や大学等の修学には、地方公共団体や独立行政法人日本学生支援機構が奨学金事業を実施しているものの、ほとんどが貸付型のため、奨学生にとっては貸与終了後の返還が経済的・心理的な負担となっています。

政府は今年度、低所得世帯の学生等を対象として、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を新設するなど、学生等向け奨学金事業を拡充しています。

しかし、返還の猶予期間が設けられているとはいえ、貸付型の奨学金制度では、将来において返還する見通しに不安を抱く生徒・学生は、奨学金制度を活用することなく学業を断念してしまうことになり、また、制度を活用した場合でも奨学金の返還が滞ってしまうことも懸念されます。

文部科学省によれば、東日本大震災の影響や昨今の経済状況を踏まえると、今後、経済的に困窮する生徒・学生は増加していくことが予想されており、給付型奨学金制度の創設は、喫緊の課題となっています。

よって、国においては、経済的理由により修学が困難な生徒・学生が安心して教育を受けることができる環境を整備するため、給付型奨学金制度を創設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月7日提出

さいたま市議会文教委員会

委員長 野呂多美子